

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない学校風土づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

【基本方針】

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
- 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。
- 見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」として、いじめに加担していることになるということを徹底して指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない学校風土づくりに努める。

- ① 教職員の人権意識を高める。
 - ・教職員自身の人権尊重を貫こうとする意識や信念、姿勢
 - ・人権意識の高揚と指導力の向上を目指した研修
 - ② 児童の人権意識を高める。
 - ・思いやり、生命の大切さについて実践力を養う道徳教育
 - ・教育活動全体を通して人権意識を高め、いじめをなくす実践力の育成
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動（話し合い、学び合える集団づくり）

- ・たてわり班活動での異学年交流の充実
- ・児童の主体的な活動を支える委員会活動の充実

② 人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる学校活動
- ・ふるさと教育、生活科、総合的な学習の時間でのふれあい体験

(3) 相談体制の整備

- ① アンケートQ-U（2年生以上）及び生活アンケートを実施し、学級集団の状況を把握・分析し、学級経営の改善に生かす。また、実施したアンケート調査（アンケートQ-Uを含む）等は、重大事態の調査に係るものは5年間、その他のものは1年間保存する。
- ② 担任・担任以外の教育相談や子どもと親の相談員、スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- ③ 担任以外の相談窓口を保護者に知らせ、保護者が気になることを気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。

(4) 情報モラルの推進

- ① インターネット機器を使用する際のルールやモラルについて研修を深め、授業や生活指導に生かす。
- ② 児童のインターネット機器や携帯電話利用の実態把握に努め、児童や保護者が参加する授業や講演会を実施し、家庭でのルールづくりを推進する。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ① 日頃から保幼小中との情報交換や連携に取り組む。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立つ。
 - ・全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い人権感覚を身につけていく。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合
 - ・学年会や職員会議、日常の職員間の会話等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子が気になる場合
 - ・教職員が積極的に働きかけをし、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき場合には、「教育相談」等で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 生活アンケートを行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの起きない学校づくりをめざす。
- ⑤ 実践的な態度を養う道徳教育を推進する。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。

- ① いじめ問題を発見した時
 - ・学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員で対応を協議し、的確な役割分担をして組織的にいじめ問題の解決に当たる。

- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるとして伝え指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- ⑤ いじめられている児童の心のケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取る。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きた時
 - ・家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決するという認識に立たない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「チャイルドライン」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・児童が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ・相当の期間については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は日数にかかわらず、適切に判断する。
- ③ いじめにより登校できず、教育センターへ通うことになった場合
 - ・要録上は出席日数としてカウントするが、重大事態の判断においては欠席日数として扱う。
- ④ 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合
 - ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）、学校は重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に取る。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

○役割：いじめ防止基本方針の策定、対応協議、実行、検証、修正を担う。

○内容：いじめ防止基本方針を策定する。またいじめが発生した場合、情報収集と記録・共有を行い、緊急に委員会を開き、いじめの解決に向けて指導・支援の体制と対応方針・手順等を決定する。

○メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、該当学年主任または担任（必要に応じて市教委、SSW、SC、出雲警察署から参加要請する。）

(2) 生徒指導職員会

○役割：問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換および指導方針について話し合いを行う。

○内容：問題傾向を有する児童について、担任または関係者から問題事案や生活・学習態度、友だち関係、家庭状況等の報告を受け、指導方針や支援体制、指導内容等を決定する。

○開催：毎月1回

○メンバー：全教職員

6 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする。）継続している。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

・判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが、「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。また、学校は、いじめが「解消している」状態と判断するまでは、再発の有無を被害児童及びその保護者に継続して（少なくとも発生後おおむね1ヶ月後及び3ヶ月後）確認し、記録に残す。

(付記) 令和3年10月1日 追記・修正

令和4年 4月1日 追記

令和5年 5月1日 追記・修正